

令和 6 年 6 月 23 日現在

機関番号：33902

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2022～2023

課題番号：22K20101

研究課題名（和文）理解度向上に向けた身体拘束中の被疑者に対する権利告知制度の学際的分析

研究課題名（英文）Interdisciplinary Analysis of Rights Notification Systems for Suspects in Custody: Enhancing Understanding of the Right to Silence and Other Legal Rights

研究代表者

大角 洋平（Okado, Yohei）

愛知学院大学・法学部・講師

研究者番号：10923542

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,100,000円

研究成果の概要（和文）：被疑者・被告人には黙秘権をはじめとする種々の権利が保障されている。しかし、その権利を被疑者・被告人が理解できなければ権利保障の意義は弱まる。そこで研究期間中は、法と経済学の枠組みを用いて、権利告知制度の機能とその重要性を指摘した。法と言語学の観点から、身体拘束中の被疑者に対する権利告知制度のあり方を検討してきた。権利の理解を困難にする事情として、告知時に用いられる文言や告知事項の順番等を挙げ、あるべき告知制度を提示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、供述採取制度の最適化を試みたものである。供述採取制度が複雑になるほど個別の状況に応じたきめ細やかな対応が可能となる。他方、意思決定主体である被疑者・被告人の制度への理解度は低下してしまう。そうなれば結局、意思決定に適切に働きかけることはできず、供述採取制度は機能不全へと陥る。本研究はそうした問題意識から、権利告知制度のあり方を模索した。これまでいかなる事項を告知すべきかについて十分な検討がされてきたわけではない。本研究は、権利告知制度の機能を分析した上で、その機能を十分に発揮するには、いかなる内容・方法・手順により被疑者に対して情報提供を行うのが望ましいのかを示した点に意義がある。

研究成果の概要（英文）：Suspects and defendants are guaranteed various rights, including the right to remain silent. However, if suspects and defendants cannot comprehend these rights, the significance of guaranteeing them is diminished. During the research period, I highlighted the function and importance of the rights notification system using the framework of law and economics. From the perspectives of law and linguistics, I examined the appropriate manner of rights notification for suspects in custody. Factors that complicate the understanding of these rights include the language used during notification and the order in which rights are presented. Based on this analysis, I proposed an ideal notification system.

研究分野：刑事訴訟法

キーワード：刑事訴訟法 黙秘権 自己負罪拒否特権

1. 研究開始当初の背景

刑事事件では、犯罪事実の存否について最も詳しい被疑者・被告人から、質の高い供述を採取することが重要となる。しかし、その供述内容がいかなるものになるのかは、被疑者・被告人の意思決定に依存する。供述という証拠は、被疑者・被告人の認知機能を介在させて新たに生成されるという性格を有する点において、物的証拠とは性格を異にする。物的証拠は、強制的に収集されたとしてもその証拠価値は変わらない一方、供述は、働きかけ方によってその内容が歪む。それゆえ、供述採取にあたっては被疑者・被告人への供述意思決定への働きかけが重要となる一方、その働きかけには慎重にならなければならない。

そこで近年は、供述意思決定への働きかけを実現するべく、被告人の証人適格、協議合意制度、自己負罪型司法取引制度、弁護士立会権、不利益推認といった諸論点についての検討が重ねられてきた。そのうちの一部は立法化されるに至り、不利益推認や弁護士立会権といった諸論点は今後の課題とされている。今後も供述採取制度のあり方については検討が深められていくものと思われる。

もっとも、このような供述採取制度の複雑化・高度化は、被疑者・被告人の制度理解や権利理解の程度の低下を招くことが懸念される。供述採取に向けて様々な制度が整備されることにより、状況に応じた最適な供述採取手段が利用できるようになる。他方、当該制度の意思決定の対象である被疑者・被告人は各制度の詳細を十分に理解できているわけではない。例えば、不利益推認は権利理解度の問題を深刻なものとするだろう。自己負罪拒否特権又は黙秘権が保障されていると権利告知がされながらも、黙秘した場合には自己に不利益な推認がなされるという状況は、結局どのような権利が保障されているのかといった疑問を被疑者・被告人に生じさせるだろう。その種の混乱状態は、各制度が期待するような結果発生を阻害しうる。供述採取制度のあり方は、被疑者・被告人の制度理解や権利理解の程度も含めて検討しなければならないだろう。しかしながら、被疑者・被告人の制度・権利の理解度という観点から、供述採取制度を考察した先行研究は必ずしも多くはない。

2. 研究の目的

そこで本研究では、基礎的研究として、いかなる内容・方法・手順により被疑者に情報提供を行えば、制度理解や権利理解の向上をもたらすのかを考察した。検討の出発点としたのは、現行法上、既に定められている情報提供制度としての黙秘権告知・弁護士依頼権告知である。これらの権利告知がいかなる機能を有しているのかを解明し、いかなる事項についての知悉性・理知性を確保すべきかを検討した。そのうえで、どのような方法・手順でこれら事項を告知し、権利理解の確保に向けた措置を講ずるべきかを考察してきた。

現行法上の権利告知制度の機能や意義を考察することで、供述採取制度と権利理解度のあり方を考える基礎を構築しようとした。現行法の権利告知制度にはいかなる機能があるのかを把握することで、供述採取制度の立法を行う際にはどのような事項を告知すべきかが明らかになる。本研究は、そのような基礎的研究としての側面を有している。

3. 研究の方法

研究目的の遂行に向けて、アメリカ法、法の言語・心理学分析、および法の経済学分析を参照してきた。黙秘権告知・弁護士依頼権の告知態様については、Miranda 警告を巡る法と言語・心理学研究およびアメリカ法にて研究の蓄積が存在する。Miranda 判決以降、いわゆる Miranda 権利に関する知悉性・理知性に欠けていることを理由に、自白の証拠排除が認められている。そのため、Miranda 権利についての告知をどのように行うべきかという関心が高い。また、現に被疑者・被告人がどれほどの権利理解度を有しているのかといった知的能力に関する実証研究もなされてきた。そのような背景から、アメリカでは黙秘権・弁護士依頼権告知の順番について、理解度を高めるベストプラクティスが模索されてきた。権利告知をどのように行うべきかという問題関心の弱い日本法にとって、アメリカ法は参照価値が高い。

そのような背景を持つアメリカでは、Miranda 権利の告知に対して法と言語・心理学分析がなされてきた。これら分野においては、どのような環境・状況であれば、被疑者・被告人の権利理解を深めることができるかについて検証がなされてきた。Miranda 判決に加えて、収入・就学年数・就労状況・資産等によって表される社会経済状況 (Socio Economic Status) の低い者が刑事手続に乗りやすいことが指摘されていたことも相俟って、被疑者・被告人の知的能力や権利の理解度が研究対象にあった。このような状況にあるアメリカでは、科学的見地に基づき権利理解度テストを作成した。いわゆる Grisso テストと呼ばれるものである。これは、被疑者・被告人を対象に行われた IQ テストや Miranda 権利理解度テスト等をもとに作成されたテストである。この Grisso テストにより、被疑者・被告人の Miranda 権利の理解度を測定し、自白の証拠排除を試みようとしてきた。このような研究蓄積のある法と言語学・心理学分析は、権利理解度をどのように高めるべきかというプラクティスを考える必要がある日本法にとって参照価値が高い。

さらに、法の経済分析により、権利告知制度の有無が、被疑者と捜査機関との意思決定にいかなる影響をもたらす、どのような均衡を生じさせるのかを予測した。取調べとは被疑者（・被告人）と捜査官との間の戦略的場面（ゲーム）であり、被疑者と捜査官の相互の意思決定が問題となる。すなわち、取調べにおいては捜査官は被疑者に対してかけるプレッシャーの強度を決定し、その強度に対して被疑者は違法捜査である旨を主張するか否かを決定する。もし被疑者は、自らの権利が不当に侵害されたと判断すれば、違法捜査を主張する。しかし、法的知識に欠いている場合は、そのような主張は困難となる。そのことを見越した捜査官は、被疑者にかかるプレッシャーの強度を変えていこう。このように描写すると、取調べとは一種の戦略的場面といえよう。このような場面の分析を得意とするのがゲーム理論である。本研究ではゲーム理論を用いることによって、権利告知制度には被疑者・被告人に法的知識を注入する以上の機能があるのかを解明しようとした。

4. 研究成果

以上の研究方法に従い、身体拘束中の被疑者に対する取調べ前の権利告知のあり方を提案した。まず、ゲーム理論分析に基づき、取調べの前段階の権利告知の意義として、法的知識を注入して被疑者の権利行使を可能とし、被疑者自らが捜査機関を監視することも可能とすることで、過酷な取調べを抑制する点を指摘した。その上で、取調べ開始前に捜査機関が（1）黙秘権とその行使態様を、次に（2）弁護人依頼権や弁護人の助言なしに行われる供述の危険性等を、最後に（3）違法な取調べへの救済策を、説明して、最後に権利理解度テストを行い、理解度の低い者への取調べを原則的に禁止し、理解度の高い者への取調べを許容するという制度設計を提唱した。以下ではこの詳細を述べたい。

本提案の基礎にあるのは、被疑者と捜査機関との間に存在する権利や制度に関する情報の非対称性の存在である。被疑者は自らを取り巻く制度や権利について詳しく知っているわけではない。捜査官はこのような情報の非対称性を利用する動機を有しており、この動機は問題のある取調べを引き起こす。これを防ぐために権利告知制度があると考えられる。以下ではこのことを説明したい。

被疑者の法的知識が乏しい場合、被疑者に保障されている権利を侵害したとしても、その侵害に対する救済措置が取られない、もしくは救済措置を求めて争われても捜査官側の勝算が高いことが見込まれるだろう。このとき、捜査官は、過酷な取調べを通じて処罰の実現を試みようとする（エージェンシー問題）。

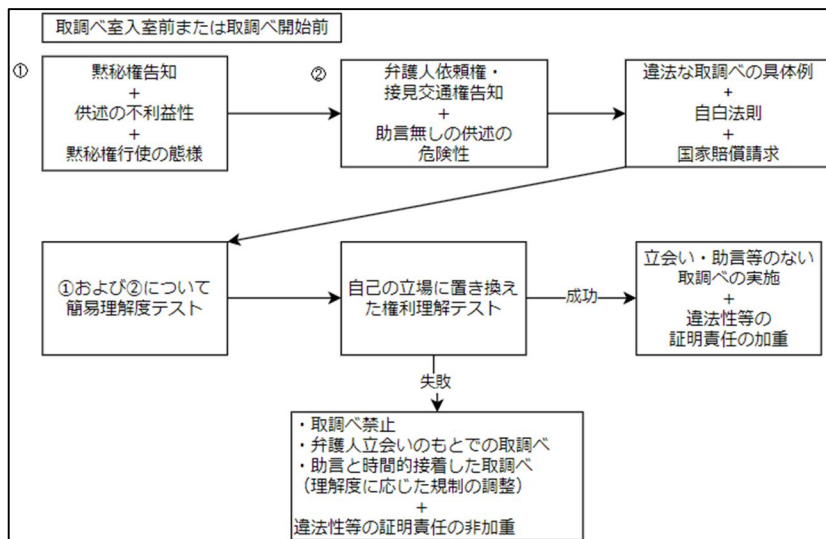
このような予測を踏まえると、黙秘権告知制度には、被疑者に権利の存在を知らしめることを通じて過酷な取調べを抑制する機能を有していると考えられる。権利の存在を周知し、理解させることによって、黙秘権の機能を適切に稼働させながら、権利侵害を伴う取調べがあった場合にはこれを争うといった選択肢を被疑者に付与し、動機付けをもたらす。そのような選択肢と動機を有する被疑者に対して、捜査官は過酷な取調べを行わないようになることが予想される。

権利告知制度の機能をこのように捉えると、告知すべき内容は現行法よりも一層豊富なものとなるだろう。例えば、自白法則・国家賠償請求の存在等も告知すべきだろう。これら告知は、過酷な取調べの違法性等を争うといった選択肢を現実的なものとし、過酷な取調べが行われないうにすることが期待できる。国家賠償請求などの捜査機関の処分に対する審査は、第三者たる裁判官によって行われるが、裁判官による審査は被疑者が審査を求めなければ稼働しない以上、第一義的には被疑者こそが捜査の適法性の審判者だといえる。したがって、被疑者には取調べの適否を判断するための審判者たるべく知識の注入が求められる。つまり、「過酷な取調べが行われた場合、それに対する制裁措置があり、捜査機関の生殺与奪を握っているのは被取調べ側である」という仕組みを構築する必要がある。

このように、捜査取調べ前の告知の機能は、法的知識に乏しい被疑者に、権利や制度等を告知することで不適切な取調べを指摘するための法的知識を注入し、違法性等を争う動機付けをすることで、捜査機関に対する監視力を高め、虚偽自白や刑事司法資源の浪費をもたらす不適切な取調べを抑制する点に見いだせる。

告知のあり方に関しては、法と言語学の知見を参照し、次のようなものを提示した。まず、取調べ室に入室する前段階にて、捜査機関が、（1）黙秘権の存在および取調べ室入室後の黙秘権の行使態様についての説明や、供述することのリスクについての説明を行う。次に（2）弁護人依頼権・接見交通権の存在、および弁護人の助言なしに行われる供述の危険性を説明する。そして（3）違法な取調べの具体例を提示しながら、違法な取調べが行われた場合の対応策として、自白法則の存在とその効果、国家賠償請求の存在について解説を行う。このように、供述の開始 供述に伴う危険性 取調べ終了後の救済策といった、取調べの流れに沿った具体例を踏まえた告知が制度理解の促進に繋がると考えられる。

本研究では以上の提案をしたが、いくつかの課題が存在している。第一に、実際の被疑者・被告人が現にどれほどの権利理解度を有しているのかについては別途検証する必要がある。アメリカと日本とでは、教育システム、識字率、使用言語等が異なる。そのような差が権利理解度のあり方を変える可能性がある。そうだとすれば、現実の被疑者・被告人の権利理解度の測定を試みる必要があるだろう。第二に、黙秘権をはじめとする被疑者・被告人にとって防衛上重要な権利の理解（知悉性・理知性）を欠いていた場合の自白の証拠能力である。例えば、アルコールや薬物等によって酩酊状態にある被疑者に黙秘権を告知し、その際に得られた自白の証拠能力が問題となる。これは今後の研究課題としたい。



5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 大角洋平	4. 巻 2535
2. 論文標題 身体拘束中の被疑者に対する取調べ前の権利告知制度の機能的分析	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 15-28
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大角洋平	4. 巻 2022年2月号
2. 論文標題 論文解説「身元保証団体への補助金と保釈制度の危機 John F. Duffy & Richard M. Hynes, Asymmetric Subsidies and the Bail Crisis, 88 U. CHI. L. REV. 1285-360(2021)」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 アメリカ法	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 大角洋平
2. 発表標題 黙秘権の機能的分析
3. 学会等名 2022年度第1回日本刑法学会名古屋部会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 大角洋平
2. 発表標題 黙秘権告知の機能とアメリカにおける知悉性・理知性に関する調査方法について
3. 学会等名 京都刑事訴訟法研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 大角洋平
2. 発表標題 黙秘権告知の機能と不告知の違法性
3. 学会等名 愛知学院大学法学・政治学研究会
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------